

〔資料〕

現代中国における少年保護育成法制 について（2）

鈴木博康
秦 喜梅 訳

【訳者まえがき】

今回の「現代中国における少年保護育成法制について（2）」では、性に関わるものとして、売買春行為に係る法令とわいせつ物に関する法令を採り上げることとした。具体的には、売春に関しては、刑法中の売春に関する規定の他、売買春の厳罰に関する決定、「売買春の厳罰に関する決定」の執行に関する若干の問題への解答、売春者収容教育規則であり、わいせつ物に関しては、刑法中のわいせつ物に関する規定の他、国務院わいせつ物の厳禁に関する規定、わいせつ及びポルノ出版物の認定に関する暫定規定、わいせつ物品を密輸、製作、販売、広め伝える犯罪者の処罰に関する決定である。もちろん、これらの法令は、直接には、子どものみを対象にしているものではないが、子どもの権利と無関係なものではないことは周知の通りであろう。

中国では、1997年の刑法全面改正の折に汚職の問題が関心を集めた。この背景の1つとして、改革開放政策がある。この政策により社会主義的市場経済へと社会構造が転換する際に、売買春の増加もまた社会問題化した。売春の問題はしばしば汚職と同根ととらえられ、資本主義経済の拝金主義的な負の側面を引き写したものと言われている。中国における売買春行為は、成人のみならず少年にも拡大し、日本で言う援助交際という言葉こそ無いものの、近年は、装飾品やブランド品などを購入するために売春行為に手を染めるティーンエイジが見られるのは中国においても珍しいことではない。

2 資料

人の性的自由には性交の自由も含むものとして、性交に伴う対価・報酬の授受も自由であるとする見方も無いわけではないが、例えば日本における売春防止法が、売春行為を人間の尊厳を損ねるものとして考えているのは、自己決定のみに委ねられない社会的側面をも有する問題と見ているからととらえることもまた可能である。例えば、しばしば売春行為が本人の自己決定を標榜しつつも、実は組織売春や管理売春に見られるように、社会的・経済的弱者からの性的搾取という問題として、ジェンダーの問題としてとらえられることもあるからである。

子どもをめぐる、この領域に関わる日本の近時の立法の動きとしては、1996年8月ストックホルムでの国際会議において子どもの商業的性的搾取が採り上げられたことを受けて1999年5月に制定された、児童買春・児童ポルノ処罰法がある。もともと、とくに処罰ということに関しては、出会い系サイト規制法に見られるように、(これ自体に構成要件が曖昧であるという批判がありうるが)少年側からの援助交際の勧誘行為を処罰するという、対大人との関連では被害者であるはずの子どもを加害者として罰することに典型であるが、ここには、生の根源であるはずの性に対する子ども自身のエンパワーメントをどのように構想していくかという視点を欠いているという批判が向けられなければなるまい。すなわち、日本における子どもと性とを取り巻く問題については、「有害な」もの(=わいせつなもの・行為)からの隔離・遮断とそのための処罰と言うことを基本的構造としているからである。先の児童買春ポルノ規制についても、児童を保護すると謳いつつも児童間の場合について「加害」児童を刑罰から解放するわけではない。

近代中国では、古くは1923年頃から売春に対する対策がとられていたが、新中国成立後は、党が売買春を禁止するスローガンを展開し、各地方政府もこれに倣った政策を採り、例えば、1949年9月26日には北京市公安局、民政局が「北平市妓女を処理する方法(草案)」を、また1949年11月21日には北京市人民代表会議が「妓楼の閉鎖に関する決議」を制定し、1957年

10月22日には地方制定法ではない全国的な「中華人民共和国治安管理処罰条例」が制定され、1979年の刑法典の制定に至る。旧刑法では売春関連は140条と169条に設けられたが、現行法と比較すると当時の売買春があまり問題視されていなかったことが分かる。改革開放後、80年代に入り、刑法に対する修正として、全人代常務委員会が1983年9月2日「重大な社会治安を危害する犯罪分子の嚴罰に関する決定」、1991年9月4日「売買春の嚴禁に関する決定」を制定した。現実には、売春者は女性に限らないことから「強迫して女性を売春させる罪」を「強迫して他人に売春させる罪」のように対象の範囲を拡大した他、組織して他人に売春させる罪、それに協力する罪、性病を伝え広める罪等が新たに規定されている。1992年12月11日最高人民法院、最高人民検察院「全国人民代表大会常務委員会における売買春の嚴禁に関する決定」の執行に関する若干問題の解答第10条第3項によれば、1991年「売買春の嚴禁に関する決定」は、唯一中国の売買春を禁止する法律とされ、その後1997年の現行刑法は「売買春の嚴禁に関する決定」を全面的に取り込み、第6章第8節に7つの罪名を規定している。

なお、本来であれば、第1回目の翻訳において説明すべきであったことであるが、中国の法令は大きく、法律、行政法規、司法解釈、部委規章、地方法規に分類される。法律には、全国人民代表大会により「〇〇法」として制定されるものの他、全人代の上部機関である常任委員会の制定による「〇〇決定」があり、またこれらに対する改正法である「〇〇補充規定」がある。行政法規は、日本の内閣に相当する国務院が制定するもので、「〇〇方法」、「〇〇管理条例」、「〇〇の通知」、「〇〇決定」、「〇〇条例」、「〇〇処罰条例」等の名称で制定されるものである。また司法機関（人民法院、人民検察院）が、法律の解釈のために示したガイドラインとして、とくに民事・刑事事件に関する手続上の解釈を示したもので「〇〇の司法解釈」、「〇〇の問題についての解答」等がある。また部委規章とは、国務院の下にある部門または委員会が規定するもので、例えば、「新聞出版署〇〇に関する条例」、「文化部〇〇に関する処理方法」といった形式で制定

4 資 料

される。さらに、地方法規は、各級の地方政府（直轄市、省、自治区やその下にある市等）により、法律、法令条例、規則等として制定するものである。

また、性と子どもに関わる法令については、日本においても、刑法、児童福祉法、売春防止法、風営法、児童ポルノ禁止法、児童虐待防止法、各自治体における青少年保護育成条例などが存在するが、しかし、これらを所管する主務官庁が異なる上、これらの法令を統一的に捉え得るような子ども観、育成理念があるわけではなく、それぞれバラバラに存在しているという感は否めない。この点は中国でも共通しているように思われ、児童福祉法的な性格をもつものに限って見ても、前回採り上げた「中国人民共和国未成年保護法」の他、「中華人民共和国身体障害者保護法」、「身体障害者の教育条例」、「特殊教育に補助費用の使用方法」、「中華人民共和国収養法」、「中華人民共和国母子保健法」等規定されている。（2004年7月5日脱稿）

〔資料3〕売春についての諸規定

中華人民共和国刑法（抄訳）

（1997年3月14日中華人民共和国主席令第83号公布）

第2編 各則

第6章 社会の管理秩序を妨害する罪

第8節 売春を組織、強迫、誘惑、収容、紹介する罪

第358条 組織して他人に売春させ、又は強迫して他人に売春させた場合には、5年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。以下の事情の一つがある場合には、10年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、罰

金又は財産の没収を併科する。

- (1) 組織して他人に売春させ、その情状が重大である場合
- (2) 14歳未満の少女に強迫して売春させた場合
- (3) 多数に強迫して売春させ、又は反復して他人に強迫して売春させた場合
- (4) 強姦の後に売春をせざるを得ないような状況においこんだ場合
- (5) 強迫して売春させられる者を重大な負傷若しくは死に致らしめ、又はその他の重大な結果を生じさせた場合

前項に掲げる事情の一つがあり、その情状がとくに重大な場合には、無期懲役又は死刑に処し、財産の没収を併科する。

組織して他人に売春させることに協力した場合には、5年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。情状が重大な場合には、5年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

第359条 他人に売春をするよう誘惑、收容、紹介した場合には、5年以下の有期懲役若しくは拘留又は管制^①に処し、罰金を併科する。情状が重大な場合には、5年以上の有期懲役に処し、罰金を併科する。

14歳未満の少女に売春をするよう誘惑した場合には、5年以上の有期懲役に処し、罰金を併科する。

第360条 自らが梅毒、淋病等重大な性病を有していることを知りながら売春又は買春をした場合には、5年以下の有期懲役若しくは拘留又は管制に処し、罰金を併科する。

14歳未満の少女を買春した場合には、5年以上の有期懲役に処し、罰金を併科する。

第361条 旅館・ホテル業、飲食サービス業、文化娯楽業、タクシー業等の単位に従事する者が、単位の条件を利用して、組織し、強迫し、誘惑し、收容し、紹介して他人に売春させた場合には、本法第358条、第359条の規定に基づいて罪を認定し処罰する。

前項に掲げる単位の主たる責任者が、前項の罪を犯した場合には、重

6 資料

きに従い処罰する。

第362条 公安機関が売買春を取り締まる際において、旅館・ホテル業、飲食サービス業、文化娯楽業、タクシー業等の単位に従事する者が、違法な犯罪者に内通し、その情状が重大な場合には、本法第310条の規定に基づいて罪を認定し処罰する。

全国人民代表大会常務委員会における 売買春の厳禁に関する決定

(1991年9月4日第7期全国人民代表大会常務委員会第21回会議通過、
1991年9月4日中華人民共和国主席令第51号公布)

売買春を厳禁し、及び組織し、強迫し、誘惑し、収容し、紹介して他人に売春させる犯罪者を厳罰に処し、並びに社会治安の秩序及び良好な社会的気風を守るため、刑法の関連規定に対して、以下のように補充、改正する。

第1条 組織して他人に売春させた場合には、10年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、1万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。情状がとくに重大な場合には、死刑に処し、財産の没収を併科する。

組織して他人に売春させることに協力した場合には、3年以上10年以下の有期懲役に処し、1万元以下の罰金を併科する。情状が重大な場合には、10年以上の有期懲役に処し、1万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。

第2条 強迫して他人に売春させた場合には、5年以上10年以下の有期懲役に処し、1万元以下の罰金を併科する。以下の事情の一つがある場合には、10年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、1万元以下の罰金又は財産の没収を併科する。情状がとくに重大な場合には、死刑に処し、財産の没収を併科する。

(1) 14歳未満の少女に強迫して売春させた場合

(2) 多数に強迫して売春させ、又は反復して他人に強迫して売春させた

場合

- (3) 強姦の後に売春をせざるを得ないような状況においこんだ場合
- (4) 強迫して売春させられる者を重大な負傷若しくは死に致らしめ、又はその他の重大な結果を生じさせた場合

第3条 誘惑し、收容し、紹介して他人に売春させた場合には、5年以下の有期懲役又は拘留に処し、5千元以下の罰金を併科する。情状が重大な場合には、5年以上の有期懲役に処し、1万元以下の罰金を併科する。情状が比較的軽い場合には、治安管理处罰条例第30条の規定に基づいて処分する。

14歳未満の少女に誘惑して売春させた場合には、本決定第2条の14歳未満の少女に強迫して売春させた場合に関する規定に基づいて処罰する。

第4条 売買春した場合には、治安管理处罰条例第30条の規定に基づいて処分する。

売買春者に対しては、その者に悪習を改めさせるために、公安機関により関係部門と共同して強制的集中的に法律教育又は道徳教育及び生産労働を施すことができる。その期間は6月以上2年以下とし、具体的な方法は国務院により規定する。

売買春により公安機関から処分を受けた後さらに売買春した場合には、労働教養^②を実施し、かつ公安機関により5千元以下の過料を併課する。

売買春者に対しては、一律に強制して性病検査を行う。性病を有する者に対しては、強制して治療を行なう。

第5条 自らが梅毒、淋病等重大な性病を有していることを知りながら売買春した場合には、5年以下の有期懲役若しくは拘留又は管制に処し、5千元以下の罰金を併科する。

14歳未満の少女を買春した場合には、刑法の強姦罪に関する規定に基づいて処罰する。

第6条 旅館・ホテル業、飲食サービス業、文化娯楽業、タクシー業等の単位に従事する者が、単位の条件を利用して、組織し、強迫し、誘惑し、

8 資 料

収容し、紹介して他人に売春させた場合には、本決定第1条、第2条、第3条の規定に基づいて処罰する。

前項に掲げる単位の主たる責任者が、前項に規定する行為をした場合には、重きに従い処罰する。

第7条 旅館・ホテル業、飲食サービス業、文化娯楽業、タクシー業等の単位は、単位において生じた売買春行為に対して、放任し、管理せず、又は制止の措置を採らなかった場合には、公安機関により1万元以上10万元以下の過料に処し、かつ、指定期日までの改善又は営業停止を命じられる。命令にもかかわらず改めない場合には、商工行政主管部門により営業許可証を取り消される。なお、直接責任を負う主管者又は他の直接責任を負う行為者に対しては、本単位又は上級の主管部門により処分をし、公安機関により1千元以下の過料に処する。

第8条 旅館・ホテル業、飲食サービス業、文化娯楽業、タクシー業等の単位の責任者又は従業者は、公安機関が売買春行為を取り締まる際において、状況を隠ぺいし、又は違法な犯罪者に内通した場合には、刑法第162条の規定に基づいて処罰する。

第9条 売買春行為の取り締まりを職責とする国家公務員が、違法な犯罪者の処罰を回避させるため、内通し、便宜を提供した場合には、刑法第188条の規定に基づいて処罰する。

前項の罪を犯し、事前に犯罪者と通謀した場合には、共同犯罪として論ずる。

第10条 組織し、強迫し、誘惑し、収容し、紹介して他人に売春させることによって得られた、及び売春によって得られた不法所得は、没収する。

罰金、過料及び没収の財産は、全て国庫に上納する。

第11条 本決定は、公布の日より施行する。

最高人民法院、最高人民検察院
「全国人民代表大会常務委員会における
売買春の厳禁に関する決定」の
執行に関する若干問題の解答

(1992年12月11日公布、最高人民法院1992年第42号、
最高人民検察院1992年第36号)

1. 「全国人民代表大会常務委員会における売買春の厳禁に関する決定」
は新たにいくつの罪名を規定しているのか。

「全国人民代表大会常務委員会における売買春の厳禁に関する決定」
(以下「決定」と略称する)は、新たに4つの罪名を規定している。す
なわち、組織して他人に売春させる罪(第1条第1項)、組織して他人
に売春させることに協力する罪(第1条第2項)、紹介して他人に売春
させる罪(第3条第1項)、性病を広める罪(第5条第1項)。

2. 組織して他人に売春させる罪とはどのように認定するか。

「決定」第1条第1項の規定にいう、組織して他人に売春させる罪と
は、募集、雇用、強迫、誘惑、収容等の手段により、多数の人に売春に
従事するよう支配する行為である。

本罪の主体は、組織して売春させた者はもちろん、また何人でもよく、
一人でもありえる。重要なのは売春行為中に組織者の作用がみられるか
どうかである。

組織して他人に売春させる犯罪行為の中に、組織して売春させられる
者に対して、強迫、誘惑、収容、紹介による売春行為がある場合には、
組織して他人に売春させる罪の量刑事情として考慮しなければならず、
数罪を併合して処罰しない。もし、これらの行為が組織される者以外の
第三者に対してなされた場合には、なおも別個の犯罪として認定しなけ
ればならず、数罪を併合して処罰する。

3. 組織して他人に売春させることに協力する罪とは、どのような罪であ
るか。

10 資料

「決定」第1条第2項の規定にいう、組織して他人に売春させることに協力する罪とは、組織して他人に売春させることを共同する犯罪の中に補助作用を発揮する行為である。例えば、用心棒をつとめたり、手先となったり、会計担当者になったりすることである。

「決定」第1条第2項の規定にいう、組織して他人に売春させることに協力する罪には、具体的な罪状と独立した法定刑があり、独立した罪名を確定しなければならない。この場合、独立して法定刑を適用して処罰することになり、刑法総則第24条の従犯に関する処罰規定は適用しない。

4. 「決定」第2条第3項にいう「強姦の後に売春をせざるを得ないような状況においこむ」とはどのように理解するか。

「決定」第2条第3項にいう「強姦後に売春をせざるを得ないような状況においこむ」とは、強姦行為及び他人に売春するよう強迫する行為との間には関連があり、他人に売春するよう強迫する行為は法定刑として情状が重いものである。そのため、他人に売春するよう強迫することさえ認定すればそれで足りる。もし強姦行為及び他人に売春するよう強迫する行為との間に関連がなければ、別個の犯罪として認定しなければならず、併合して処罰する。

5. 組織して他人に売春させる罪、強迫して他人に売春させる罪のうち、「情状がとくに重大な」行為とはどのようなものか。

「決定」第1条第1項の規定にいう、組織して他人に売春させる罪のうち「情状がとくに重大な」とは、組織して他人に売春させる首謀者の情状がとくに重大な場合である、組織して他人に売春させる手段がとくに悪質である、組織して売春させられた者にとくに重大な結果を生じさせる、不特定多数の者に反復して組織して売春させる極めて社会に危害がある等である。

「決定」第2条第1項の規定にいう、強迫して他人に売春させる罪のうち「情状がとくに重大な」とは、「決定」第2条の4つの各号の事情

のうち情状がとくに重大な場合である。具体的に執行する際には、この4つの各号の事情以外を拡大適用してはならない。

6. 誘惑し、收容し、紹介して他人に売春させる罪はどのように認定するのか。

誘惑し、收容し、紹介して他人に売春させる罪は選択性の罪名である。誘惑し、收容し、紹介して他人に売春させる。この3種の行為につき、同時に複数種の行為を行うか、又はその中の1種のみを行うかを問わず、全て本罪を構成する。例えば、他人に売春を紹介する場合には、紹介して他人に売春させる罪を認定し、他人に売春を誘惑、收容、紹介する3種の行為がある場合には、誘惑し、收容し、紹介して他人に売春させる罪を認定し、3種の行為それぞれを数罪として併合して処罰することはしない。

誘惑し、收容し、紹介して他人に売春させるにつき、営利を目的とするか否かは、本罪の成立には影響しない。

「決定」第3条第2項の規定にいう、14歳未満の少女に誘惑して売春させた場合には、「決定」第2条第1項の14歳未満の少女に強迫して売春させる規定に基づいて処罰し、強迫して他人に売春させる罪を認定する。

7. 誘惑し、收容し、紹介して他人に売春させる罪のうち「情状が重大な」行為とはどのようなものか。

誘惑し、收容し、紹介して他人に売春させる行為のうち、情状が重大な場合とは、一般に以下のいくつかの事情を有している。

- (1) 反復して誘惑し、收容し、紹介して他人に売春させること
- (2) 不特定多数の者に誘惑し、收容し、紹介して売春させること
- (3) 重大な性病を有していることを知りながらその者に誘惑し、收容し、紹介して売春させること
- (4) 14歳未満の少女に收容し、紹介して売春させること
- (5) 誘惑し、收容し、紹介して他人に売春させる行為によってその他重

大な結果を生じさせたこと

8. 性病を広めるという罪はどのように認定するのか。

「決定」第5条第1項の規定にいう、性病を広める罪というのは、自らが梅毒、淋病等重大な性病を有していることを知りながら売買春する行為である。

- (1) 本罪の主体は特別な主体であり、すなわち、16歳以上の者で刑事責任能力があり、かつ、梅毒、淋病等重大な性病を有している者である。中国公民及び外国人はすべて本罪の主体となりうる。
- (2) 売買春の行為を行ったことが要件である。実際に他人に性病を感染させたかどうかの結果は、本罪の成立には影響しない。行為者が他の方法（例えば、姦通等）によって、他人に性病を感染させた場合は、本罪を構成しない。
- (3) 以下の情状の一つがある場合には、「知りながら」と認定することができる。
 - イ. かつて医療機関の診察を受け、重大な性病に罹患していると診断された証拠がある場合
 - ロ. 本人の知識及び経験によれば、自らが重大な性病に罹患していることを知りえた場合
 - ハ. その他の方法により被告人が「知りながら」であったことを証明することができる場合

9. 「決定」中の「他人」、「不特定多数の者」、「反復して」に関してどのように理解すべきか。

- (1) 組織して他人に売春させる罪、組織して他人に売春させることに協力する罪、強迫し、誘惑し、収容し、紹介して他人に売春させる罪における「他人」は、主に指すのは女性であるが、また男性も共に含む。
- (2) 「決定」と本「解答」における「不特定多数の者」の多数とは「3人」以上、「反復して」とは「3回以上」の数をいう（「3」を含む）。

10. 「決定」の時間的適用に関する問題はどのように理解するか。

- (1) 「決定」の公布・施行後に発生した事案に対しては、「決定」の規定に基づいて処理する。「決定」の公布・施行前に発生した、又は公布・施行後ではあるが未処理若しくは処理中の事案に対しては、刑法第9条に規定する原則に基づいて処理する。
- (2) 本「解答」の公布後は、「決定」に基づいて処理しなければならない事案に対しては、本「解答」を適用する。「決定」の公布・施行前にすでに処理した事案及び本「解答」の公布前にすでに「決定」により処理した事案に対しては、本「解答」は適用しない。
- (3) 「決定」は、刑法第140条及び第169条並びに「全国人民代表大会常務委員会における重大な社会治安を害する犯罪者の厳罰に関する決定」（1983年9月2日第6期全国人民代表大会常務委員会第2回会議通過、1983年9月2日中華人民共和国主席令第3号公布施行）第1条第6項の規定に基づき、改正、補充する。「決定」の公布・施行後に、「決定」に基づいて処理した事案に対しては、訴訟文書中に上記関連条文は再度適用しない。

売買春者収容教育規則

（1993年9月4日国务院令第127号）

第1条 売買春者の教育、救済及び性病の蔓延を防止するため、「全国人民代表大会における常務委員会売買春の厳禁に関する決定」により、本規則を制定する。

第2条 本規則において収容教育とは、売買春者に対して集中して法律教育及び道德教育を進展させ、組織して生産労働に参加し及び性病の検査、治療を行う行政強制的な教育措置をいう。

収容教育は、教育、感化、及び救済の方針により実施するものとする。

第3条 収容教育は、公安部の主管とする。

第4条 収容教育所の設立は、省、自治区、直轄市又は自治州若しくは区

14 資 料

を有する市の公安機関により收容教育需要に基づいて計画を提出し、同級の人民政府の批准を経て行う。

地方計画委員会及び財政部門は、收容教育所の基本的な建設の投資及び必要な経費を建設計画及び財政予算に入れなければならない。

第5条 收容教育所は、職務の必要に応じて指導、医務、財務等を担当する者を配置する。

第6条 收容教育所は、收容室及び教育、労働、医療、文化活動等を行うための場所を設置しなければならない。

第7条 売買春者に対しては、「中華人民共和国治安管理処罰条例」第30条の規定による処分の場合を除いて、労働教養を実施する要件を満たさない場合に対しては、公安機関は收容教育を決定することができる。

以下の情状の一つがある売買春者に対しては、收容教育をしないことができる。

- (1) 年齢が14歳未満の場合
- (2) 性病以外の他の急性伝染病に罹患している場合
- (3) 妊娠中又は出産後1年以内の乳児を哺乳する場合
- (4) 誘拐、強迫され売春する場合

第8条 売買春者に対する收容教育の実施は、県級の公安機関の決定によるものとする。收容教育の実施を決定した場合には、関連する県級の公安機関は、收容教育決定書を発行しなければならない。收容教育決定書の謄本は收容教育を受ける者本人に交付するものとし、併せて決定の日から15日以内にその家族、所属する単位及び戸籍を管理する公安派出所に通知しなければならない。

第9条 收容教育の期間は6月以上2年以下とする。

收容教育の期間は、執行の日から起算する。

第10条 收容教育所は、入所した收容教育者に対して、性病検査と治療を行わなければならない。性病検査と治療の実施にかかる費用は、原則として本人又は家族の負担とする。

第11条 収容教育所は、収容教育者を性別及び性病の有無により分離して管理しなければならない。

収容教育を受ける女子は、女子職員によって管理されなければならない。

第12条 収容教育所は法律に基づいて管理し、全ての管理制度を打ち立て、健全にしなければならない。暴力、体罰又はその他方法により収容教育者を侮辱することは厳禁する。

収容教育者は、収容教育所の全ての管理制度を遵守し、管理に服従しなければならない。

第13条 収容教育者に対しては、法律教育及び道德教育を実施しなければならない。併せて、組織して生産労働に参加するよう、生産技能を学習し、労働観念を増強しなければならない。

収容教育者が生産労働に参加することによって得られた労働収入は、収容教育者の生活の改善と収容教育所の建設のために用いられる。生産労働に参加した収容教育者に対しては、規定に基づいて一定の労働報酬を支払うことができる。収容教育所は、労働収入と支出につき独立して会計を組み、厳格に管理するものとする。

収容教育所は、文化的な管理を実施し、組織して収容教育者に有益な文化体育活動を展開しなければならない。

第14条 収容教育者が収容教育を受ける期間中の生活費は、原則として本人又は家族の負担とする。

第15条 収容教育者が入所の際に携帯していた物品は、収容教育所が保管する必要がある場合には、収容教育所において記録簿を作成し、適切に保管しなければならない。収容教育者が退所する際には原物を本人に返却するものとする。

第16条 収容教育所は、収容教育者の家族の訪問を許さなければならない。

収容教育者は、収容教育期間中に出産し、又はその家族が重大な病気に罹患し、若しくは死亡及びその他正当な理由により一時離所する必要

16 資 料

がある場合には、その家族又は所属する単位の保証を受け、保証金を納付した後に、所長の許可を経て、一時離所することができる。離所期間は原則として7日を超えないものとする。

保証金の受け取り方法は、公安部により規定する。

第17条 収容教育者が、収容教育期間中に改悛の状若しくは顕著な功績を示す、又はその他特別の情状がある場合には、表彰を与え、又は収容教育期間を短縮することができる。収容教育期間を短縮する必要がある場合には、収容教育所の意見の提出により、その収容教育の実施を決定した公安機関に報告し許可を経て行う。但し、収容教育期間を短縮する場合における実際に執行する収容教育期間は、原決定の収容期間の二分の一を超えなければならない。

第18条 教育を拒絶し、又は管理に従わない収容教育者に対しては、警告又は収容教育期間の延長をすることができる。収容教育期間の延長の必要がある場合には、収容教育所の意見の提出により、その収容教育の実施を決定した公安機関に報告し許可を経て行う。但し、収容教育期間を延長する場合における実際に執行する収容教育期間は、最長2年を超えてはならない。

収容教育期間中に収容教育者においてその他の未処理の違法な犯罪行為のあることが明らかとなった場合には、関連する法律、法規に基づいて処理する。

第19条 収容教育期間を満了した者に対しては、期日どおりに収容教育を解除し、収容教育解除の証明書を発行しなければならない。かつ、その家族又は所属する単位に通知し引き取らせるものとする。

第20条 収容教育者が収容教育の決定に不服の場合には、「行政復議条例」の規定に基づいて、上級の公安機関に復議を申請することができる。上級の公安機関の復議の決定に不服の場合には、「中華人民共和国行政訴訟法」の規定に基づいて、人民法院に訴訟を提起することができる。

第21条 収容教育者が収容教育期間中に死亡した場合には、公安機関によ

り組織して監察医又は指定の医師が死亡鑑定をしなければならない。同級の人民検察院の検証を経て、一級上級の公安機関及び人民検察院に報告し、かつ死亡通知書を作成の上、収容教育者の家族、所属する単位及び戸籍を管理する公安派出所に通知しなければならない。家族が引き取らない場合には、公安機関は写真を撮影した後に処理をするものとする。

第22条 本規則の解釈については、公安部が責任を負う。

第23条 本規則は、公布の日より施行する。

注：

- ① 中国刑法における刑罰（主刑）の一種で、遵守事項が課され、言論、出版、結社など権利に一定の制限を加えるものであるが、施設収容して身体を拘束するものではない。刑罰を受けても、従前のように自宅で生活し、また出勤もすることから、日本の保護観察に近い制度であると言える。
- ② 労働教養とは、「国務院労働教養問題に関する決定」（1957年8月1日全国人民代表大会常務委員会第78期会議批准、1957年8月3日国務院公布）第2条に基づくもので、強制的教育改造処分の1つである。また、労働教養の処分を受ける者に対して一定の作業を行わせるものであり、この場合、対象者には相当の給与が支払われる。労働教養の実施は、省、自治区、直轄市又は大中都市の人民政府の下に設置された労働教養管理委員会と、民政、公安、労働部門が協力して、指導、管理することとなっている（「国務院労働教養に関する補充規定」（1979年11月29日全国人民代表大会第12回会議批准、1979年11月29日国務院公布施行）第1条）。労働教養は、教育、感化、救済を目標として、また「三つの像」（労働教養の実施者は、労働教養される者に対しては、父母が子どもに対するように、医者が患者に対するように、教師が間違いをした学生に対するように）の方針の下、実行する。期間は、1年以上3年以下であるが、必要がある場合には、1年延長することができる。（「労働教養に関する規定」第2条）。祝祭日は休業となる（「補充規定」第3条）。教育時間は、通常、毎日3時間以上であり、労働時間は、毎日6時間以内とされている（「労働教養の施行方法」（1982年1月21日国務院第17号文件）第32条）。年齢については、16歳以上の者は、労働教養管理委員会の審査批准を経て、労働教養を行い、16歳未満の者は、教護院又は少年院に収容となる（「公安部労働教養者の収容年齢の問題に関する通知」（1981年11月30日第168号文件））。現在、労働教養処分を規定する法律は、「売買春の厳罰に関する決定」第4条の他、「治安管理処罰条例」第30条、「麻薬の禁止に関する決定」第8条などがある。

〔資料4〕わいせつ物に関する諸規定

中華人民共和国刑法（抄訳）

（1997年3月14日中華人民共和国主席令第83号公布）

第2編 各則

第6章 社会の管理秩序を妨害する罪

第9節 わいせつ物品を製作、販売、広め伝える罪

第363条 利益を図る目的でわいせつな物品を製作し、複製し、出版し、販売し、広め伝えた場合には、3年以下の有期懲役若しくは拘留又は管制に処し、罰金を併科する。情状が重大な場合には、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。情状がとくに重大な場合には、10年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。

他人にISBN（国際標準図書番号）を提供し、わいせつな図書を出版した場合には、3年以下の有期懲役若しくは拘留又は管制に処し、罰金を単科又は併科する。他人がわいせつな図書を出版する目的であることを知りながらISBNを提供した場合には、前項の規定に基づいて処罰する。

第364条 わいせつな図書、映画、映像音響製品、写真・図画又はその他わいせつな物品を広め伝え、情状が重大な場合には、2年以下の有期懲役若しくは拘留又は管制に処する。

わいせつな映画、ビデオ等映像音響製品を組織し放映した場合^①には、3年以下の有期懲役若しくは拘留又は管制に処し、罰金を併科する。情状が重大な場合には、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

製作、複製したわいせつな映画、ビデオ等映像音響製品を組織し放映した場合には、第2項の規定に基づいて重きに従い処罰する。

18歳未満の未成年者に対してわいせつな物品を広め伝えた場合には、重きに従い処罰する。

第365条 わいせつな上演を組織した場合には、3年以下の有期懲役若しくは拘留又は管制に処し、罰金を併科する。情状が重大な場合には、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

第366条 単位が本節第363条、第364条、第365条に規定する罪を犯した場合には、単位は罰金に処し、かつその直接責任を負う主管者及び他の直接責任者は、各本条の規定に基づいて処罰する。

第367条 本法においてわいせつな物品とは、具体的に性行為を描写し、又は露骨に色情を宣揚し、わいせつを教導する性質を有する図書、映画、ビデオテープ、録音テープ、図画・写真及びその他のわいせつな物品である。

人体生理学、医学的知識に関連する科学的著作は、わいせつな物品にはあたらない。

色情的内容を含むが芸術的価値を有する文学、芸術作品はわいせつな物品とはみなさない。

（旧）わいせつ物品の厳禁に関する規定^②

（1985年4月7日国務院公布）

わいせつ物品は、人々の思想を害し及び犯罪を誘発し、危害が極めて大きいものである。多くの人民、とりわけ青少年の心身の健康を保護し、社会治安を守り、社会主義の現代化の建設を順調に行なうことを保障するため、各種のわいせつな物品を厳格に取り締まらなければならない。この目的のために、以下の規定を制定する。

第1条 各種のわいせつ物品に対しては、それが営利を目的とするものかどうかにかかわらず、輸入、製作（複製を含む）、販売及び広め伝えることを全て厳格に禁止しなければならない。

第2条 取り締まるわいせつ物品の範囲は、具体的に性行為を描写し若し

20 資 料

くは露骨な色情、淫蕩の形象を煽情するビデオテープ、録音テープ、映画、テレビ番組、スライド、写真、図画、書籍、新聞雑誌、謄本又はこのような絵、写真を印刷している玩具、用品及びわいせつに関する薬、若しくは道具である。

第3条 わいせつ物品を取り締まることは、徹底かつ忠実になされなければならない。その範囲を拡大してはならない。わいせつな内容を含む芸術的価値を有する文芸作品、人体美を表現する芸術作品、人体生理学、医学的知識又は自然科学的作品は、わいせつ物品の範囲には属さず、取り締まり範囲ではない。

第4条 税関は輸出入業務の取り締まりを強化しなければならない。携帯、郵送若しくは密輸入によるいずれのわいせつ物品も、税関によりすべて没収し、かつ当事者に過料を課することができる。情状が重大な場合には、公安機関、司法機関により法律に基づいて処罰する。

第5条 各地域のわいせつ物品の取り締まり業務は、各地方人民政府の統一的な指導の下に、公安、文化、教育、広播電視及び商工行政管理等部門が各職務の分担により、責任を持って組織し実施し、かつ協力を強化するものとする。

第6条 業務の必要のために輸入する資料の中に、わいせつな内容を含む場合において、禁止を解除する必要がある場合には、無関係者に広がることのないよう閲覧、使用のための制度を厳格に規定しなければならない。禁止を解除する必要がある場合には、公安部門に引き渡す措置を採らなければならない。

第7条 涉外・接受を業務とする単位及びそれに関連する交通運輸単位は、外来者がわいせつ物品を遺留した場合には、一括して公安部門に引き渡さなければならない。単位又は個人が保管することは一律にこれを認めない。また、その他無関係の単位又は個人に広がることは認めない。

第8条 没収するわいせつ物品は、税関が法律により没収するもので規定に基づいて廃棄するものの他は、すべて公安部門に引き渡し一括して処

理するものとする。

第9条 わいせつ物品を密輸し、製作し、販売し、組織して広め伝える場合において、犯罪を構成する場合には、司法機関により法律に基づいて処罰する。いまだ犯罪を構成するに至っていない場合には、主管部門により情状の軽重によって行政処分を課す。

18歳未満の未成年者に対してわいせつ物品を広め伝えた場合、及び職務上の便宜を利用して、没収したわいせつ物品を広め伝えた場合、並びに職権又は管理している設備を利用してわいせつ物品を複製し、又は広め伝えた場合には、法律に基づいて、重きに従い処分する。

第10条 わいせつなビデオテープ、映画、テレビ番組を視聴した場合には、批評教育^⑨を与えなければならない。わいせつな図書、図画を回覧、転送した場合には、批評教育を与え、現物がある場合には、現物を提出しなければならない。数度にわたる注意にもかかわらず改めない場合には、主管部門により行政処分を課す。

第11条 本規定の実施にあたっては、公安部、文化部、教育部、広播電視部、商工行政管理局、税関総署がそれぞれ規則を制定する。

第12条 本規定は、公布の日より施行する。

わいせつ及び色情出版物の認定 に関する暫定規定

（1988年12月27日新聞出版署公布施行、1989年1月19日国務院批准）

第1条 「国務院におけるわいせつ物品の厳禁に関する規定」（1985年4月7日国務院公布）及び「わいせつ出版物の再度の厳禁に関する規定」（1988年7月5日新聞出版署公布）を施行するため、わいせつ及び色情出版物の認定基準を明確にし、とくに本暫定規定を制定する。

第2条 わいせつ出版物とは、全体的にわいせつ行為を広く宣伝するもので、以下の内容の一つを有し、人の性欲をあおり、一般人の腐敗、墮落を招くことが十分可能であり、かつ芸術的価値若しくは科学的価値のい

ずれをも有さない出版物をいう。

- (1) 具体的な性行為、性交及びその心理の感情を淫褻に描写すること
- (2) 公然と色情、わいせつな形象を広く宣伝すること
- (3) 性技巧を公然と描写・叙述又は伝授すること
- (4) 具体的な乱倫、強姦又はその他性犯罪の手段、過程又は詳細を描写し、犯罪を誘発することが十分可能であること
- (5) 具体的な少年児童の性行為を描写すること
- (6) 具体的な同性愛の性行為若しくはその他変態的性行為を淫褻に描写し、又は暴力、虐待、侮辱行為を伴う具体的な変態的性行為を描写すること
- (7) その他一般人が容認し得ない性行為を淫褻に描写すること

第3条 色情出版物とは、総体としてわいせつな物を言うのではなく、その中に第2条第1項から第7項に規定している内容を有し、一般人とくに未成年者の心身の健康にとって有害で、かつ芸術的価値又は科学的価値が欠けている出版物をいう。

第4条 わいせつ、色情の内容を含む芸術的価値を有する文芸作品、人体美を表現する芸術作品、人体の解剖学、生理学的知識、出産知識、疾病の防止に関する知識及びその他性知識、性道德、性社会学等に関係する自然科学及び社会科学作品は、わいせつ出版物、色情出版物の範囲には属さない。

第5条 わいせつ出版物、色情出版物は、新聞出版署の所管により鑑定又は認定を行なう。新聞出版署は、関連部門の専門家を組織し、わいせつ及び色情の出版物の鑑定委員会を設置し、わいせつ出版物及び色情出版物の鑑定の職務を所掌する。

省、自治区、直轄市の新聞出版局は、関連部門の専門家を組織し、わいせつ出版物及び色情出版物の鑑定委員会を設置し、管轄する行政区域内において発見されたわいせつ出版物及び色情出版物の鑑定又は認定にかかる意見を提出し、新聞出版署に報告するものとする。

第6条 本規定において出版物とは、図書、新聞、雑誌、図画、画集、カレンダー、音響映像製品及び宣伝用の印刷物を含む。

本規定において一般人とは、生理及び精神の正常な成年者をいう。

第7条 本規定の解釈については、新聞出版署がその責任を負う。

第8条 本規定は、公布の日より施行する。

わいせつ物品を密輸、製作、販売、 広め伝える犯罪者の処罰に関する決定

（1990年12月28日第7期全国人民代表大会常務委員会第17回会議通過、
1990年12月28日中華人民共和国主席令第39号公布）

わいせつな図書、映画、ビデオテープ、録音テープ、図画、写真及びその他わいせつな物品を密輸し、製作し、販売し、広め伝えた犯罪者を処罰し、社会治安秩序を維持し、社会主義的精神文明の建設を強化し、資産階級の腐朽思想の侵食に抵抗するため、特別に以下の決定を制定する。

第1条 利益を図ること又は広め伝えることを目的としてわいせつな物品を密輸した場合には、「密輸罪の処罰に関する補充規定」（1988年1月21日第6期全国人民代表大会常務委員会第24回会議通過、1988年1月21日中華人民共和国主席令第62号公布施行）に基づいて処罰する。利益を図ること又は広め伝えることを目的とせず、少量のわいせつな物品を携帯し、又は郵送して出入国した場合には、税関法の関連規定に基づいて処罰する。

第2条 利益を図る目的でわいせつな物品を製作し、複製し、出版し、販売し、広め伝えた場合には、3年以下の有期懲役又は拘留に処し、罰金を併科する。情状が重大な場合には、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。情状がとくに重大な場合には、10年以上の有期懲役又は無期懲役に処し、罰金又は財産の没収を併科する。情状が比較的軽い場合には、公安機関により治安管理处罰条例の当該規定に基づいて処分する。

他人に ISBN を提供し、わいせつな図書を出版した場合には、3 年以下の有期懲役又は拘留に処し、罰金を併科又は単科する。他人がわいせつな図書を出版することを知りながら ISBN を提供した場合には、前項の規定に基づいて処罰する。

第 3 条 社会上においてわいせつな図書、映画、ビデオテープ、録音テープ、図画・写真及びその他わいせつ物品を広め伝え、情状が重大な場合には、2 年以下の有期懲役又は拘留に処する。情状が比較的軽い場合には、公安機関により「治安管理処罰条例」（1986 年 9 月 5 日第 6 期全国人民代表大会常務委員会第 17 回会議通過、1994 年 5 月 12 日第 8 期全国人民代表大会常務委員会第 7 回会議改正）の関連規定に基づいて処分する。

わいせつな映画、ビデオ等映像音響製品を組織し放映した場合には、3 年以下の有期懲役又は拘留に処し、罰金を併科することができる。情状が重大な場合には、3 年以上 10 年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。情状が比較的軽い場合には、公安機関により治安管理処罰条例の関連規定に基づいて処分する。

製作、複製したわいせつな映画、ビデオ等映像音響製品を組織し放映した場合には、第 2 項の規定に基づいて重きに従い処罰する。

18 歳未満の未成年者に対してわいせつな物品を広め伝えた場合には、重き従い処罰する。

16 歳未満の未成年者がわいせつな図画・写真、図書又はその他わいせつな物品を転送、回覧する行為に対しては、保護者、学校が管理、教育を強化しなければならない。

第 4 条 わいせつな物品を利用して流氓犯罪^⑨をした場合には、刑法第 160 条の規定に基づいて処罰する。流氓犯罪集団の首謀者、又は流氓犯罪の危害がとくに重大な場合には、「重大な社会治安を害する犯罪者の厳罰に関する決定」（1983 年 9 月 2 日第 6 期全国人民代表大会常務委員会第 2 回会議通過、1983 年 9 月 2 日中華人民共和国主席令第 3 号公布施行）第 1 条の規定に基づいて、刑法が規定する最高刑以上の刑で処罰し、死

刑まで処することができる。

わいせつな物品を利用して犯罪方法を伝授した場合において、情状がとくに重大な場合には、「重大な社会治安を害する犯罪者の厳罰に関する決定」第2条の規定に基づいて、無期懲役又は死刑に処する。

第5条 単位が本決定第1条、第2条、第3条に規定する違法な犯罪行為をした場合には、その直接責任を負う主要な管理者、及び他の直接責任を負う行為者に対しては、各本条の規定に基づいて処罰する。単位は罰金又は科料に処する。行政主管部門は、営業を停止し、改善を命じ又は営業許可証を取消することができる。

第6条 以下の事情の一つがある場合には、本決定の関連規定に基づいて、重きに従い処罰する。

- (1) 犯罪集団の首謀者
- (2) 国家公務員が、職務を利用して、わいせつな物品を密輸し、製作し、複製し、出版し、販売し、広め伝えた場合
- (3) ビデオ、撮影、複写等の設備の管理に従事する者が、管理する設備を利用して、本決定第2条、第3条、第4条に規定する違法な犯罪行為を犯した場合
- (4) 成年者が18歳未満の未成年者に対してわいせつな物品を密輸し、製作し、複製し、販売し、広め伝えることを教唆した場合

第7条 わいせつな物品、及びわいせつな物品を密輸し、製作し、複製し、出版し、販売し、広め伝えたことによる違法な所得、並びに本人の所有する犯罪道具は、没収する。没収したわいせつな物品は、国家の規定に基づいて廃棄する。没収した所得は一律に国庫に上納する。

第8条 本決定においてわいせつな物品とは、具体的な性行為を描写し、又は露骨に色情を宣揚し、わいせつを教導する性質を有する図書、雑誌、映画、ビデオテープ、録音テープ、図画・写真及びその他わいせつ物品である。

人体生理学、医学的知識に関連する科学的著作は、わいせつな物品に

はあたらない。

色情的内容を含むが芸術的価値を有する文学、芸術作品は、わいせつな物品とはみなさない。

わいせつな物品の種類及び目録は、国務院の関連主管部門により規定する。

第9条 本決定は、公布の日より施行する。

注：

- ① この罪名については、組織と放映の二つの行為のうちいずれを欠いても本罪は成立せず、他の罪になる。組織と放映は、必ず同時に存在しなければならない。
- ② 「国務院2000年末までに公布した行政法規の一部分の廃止に関する決定(1)」、復則1、国務院行政法規を廃止するに決定の目次71件のうちの42番目にある。廃止理由は、1997年全国人民代表大会で改正・公布した1997年「中華人民共和国刑法」及び、1990年12月28日全国人民代表大会常務委員会で通過した「わいせつ物品を密輸、製作、販売、広め伝える犯罪者の処罰に関する決定」の存在による。
- ③ 批評教育は、刑罰ではなく、犯罪行為には適用されないが、その適用の範囲は、非常に広い。その所属する単位や行政機関により与えられ、一般には口頭により教育の方法だけが伝えられる。
- ④ 流氓とは、日本語のごろつき、無頼漢、ならず者、チンピラ等を意味する。1979年刑法においては、流氓罪は社会管理秩序を害する罪として規定され、第160条に、「多衆を集めて殴り合い、難癖をつけて喧嘩を仕掛け騒動を起こし、女性を侮辱し又はその他無頼活動を行い、公共の秩序を破壊し、情状の悪質な場合には、7年以下の有期懲役、拘留又は管制に処する」と規定していたが、1997年刑法では、「流氓罪」はない。これは例えば、新刑法の第292条、第293条、第237条等で規定しているように、多衆を集めて殴り合う罪、他人を挑発して事故を引き起こす罪、強制わいせつ又は女性を侮辱する罪、多衆を集めてわいせつ行為をする罪の4つの新罪名が規定され、旧罪に代わるものと考えられたことによる。